

今後の保育提供体制の確保について

令和8年2月9日

今後の保育提供体制の確保について

▼松山市の現状について

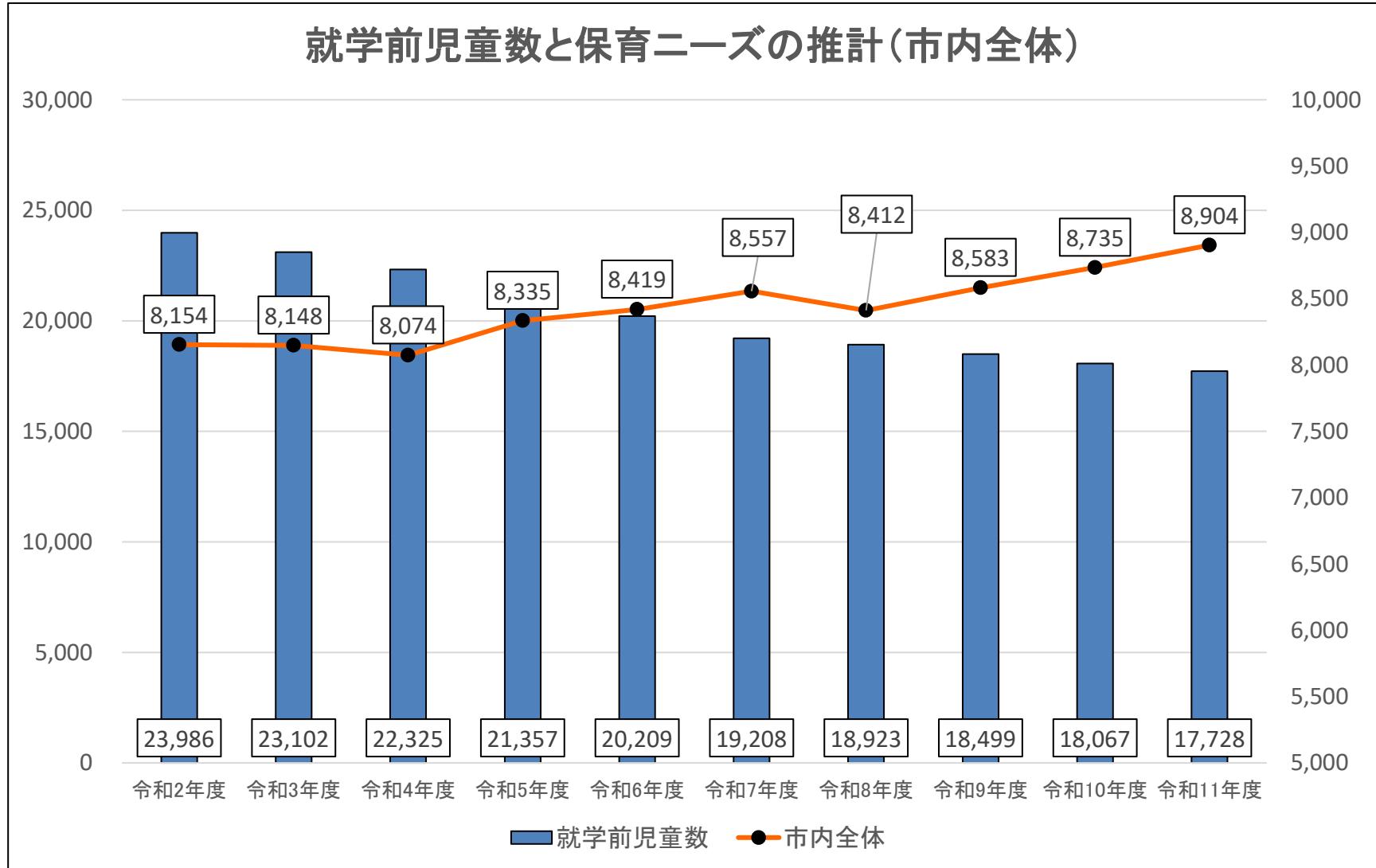
- ・松山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育定員の需給調整の観点から、過度の供給を抑制するため、新規の保育所や認定こども園の設置認可を行っていない。
- ・ただし、国通知に基づき、幼稚園から認定こども園への移行については、地域のニーズを勘案しつつ認可し、新たな保育定員拡充を認めている。
- ・令和6年度及び7年度は人口集中区域の保育定員の増加を図るため、南部地区に限り、小規模保育事業の保育所又は認定こども園への移行を認めている。
- ・傾向として、少子化による一部地区の人口集中や保育士確保の難しさなどから、施設の受入れ状況に地域差が生じている。
- ・令和7年度は地域差の拡大や保育士不足により待機児童数が13人となった。
- ・国は新たな方向性として「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へと政策転換を行っているが、本市においては保育ニーズの高まり傾向を受け、継続して保育定員確保に向けた方策の展開が必要である。
- ・西部区域では、令和7年度に園児数の減少や保育士不足により、経営困難となり休園する保育所が出ており、今後も統廃合が進むことも想定される。



第3期松山市子ども・子育て支援事業計画をもとに、改めて保育ニーズや受入れ状況を整理し現状を認識した上で、今後の保育提供体制に関する方針について検討する。

今後の保育提供体制の確保について

1. 就学前児童数と保育ニーズの推計



- ・第3期松山市子ども・子育て支援事業計画のとおり、就学前児童数が減少する一方で保育ニーズは増加見込み。
⇒ そのため、今後も段階的に保育定員を確保していく必要がある。

今後の保育提供体制の確保について

2. 区域ごとの保育定員確保状況

区域	①令和8年度量の見込み			②令和8年度確保内容			③令和7年度確保内容			②-①(需給状況)			②-③(対前年増減)		
	保育			保育			保育			保育			保育		
	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計
①中心部	1,305	963	2,268	1,623	1,347	2,970	1,559	1,365	2,924	318	384	702	64	▲ 18	46
②北東部	189	133	322	225	135	360	225	135	360	36	2	38	0	0	0
③東部	705	491	1,196	750	522	1,272	706	517	1,223	45	31	76	44	5	49
④南部	920	712	1,632	1,044	781	1,825	983	788	1,771	124	69	193	61	▲ 7	54
⑤西部	653	502	1,155	895	503	1,398	697	473	1,170	242	1	243	198	30	228
⑥北西部	284	195	479	342	258	600	339	251	590	58	63	121	3	7	10
⑦北部	499	383	882	456	371	827	461	369	830	▲ 43	▲ 12	▲ 55	▲ 5	2	▲ 3
⑧北条	291	173	464	369	215	584	368	216	584	78	42	120	1	▲ 1	0
⑨中島	12	2	14	16	9	25	15	5	20	4	7	11	1	4	5
市内合計	4,858	3,554	8,412	5,720	4,141	9,861	5,353	4,119	9,472	862	587	1,449	367	22	389

- ・「確保内容」は、特定教育・保育施設等の「利用定員」に「企業主導型保育事業の地域枠」を加えたもの。
- ・保育ニーズの高い③東部④南部⑤西部で前年度よりも保育定員が増加している。
- ・④南部や⑤西部は保育所や認定こども園への移行による保育定員の増加が確保数に貢献している。

3. 検討事項の整理

- (1) 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画のとおり、計画終期の令和11年度まで保育定員を段階的に確保する必要がある。
- (2) 空き定員の少なかった④南部、⑤西部の保育定員確保について、認定こども園への移行を中心に定員増加が進んでいる。今後は、施設の規模を最大限活かせるよう、保育士確保などに取組むことが必要。
- (3) 国が政策転換の一つとして法改正により「満三歳以上限定小規模保育事業」を創設。令和8年4月1日から施行される。利用定員19人以下の小規模保育事業で、3歳以降も集団生活ではなく少人数での家庭的な保育を選択肢に追加するものであり、事業者の類型変更には市の認可が必要。
- (4) 令和7年度から休園した西部区域の保育所も含め、今後、閉所する園が想定され、当該施設の譲渡等により、引き受け先による新たな保育施設等の開所の可否の検討が必要。

4. 検討事項を踏まえた方針(案)

- (1)①保育定員確保のため、引き続き、認定こども園への移行促進に取り組む。
②保育士の魅力発信や新たな保育士の確保策をとおして、引き続き、保育士不足の解消に取り組む。
- (2)南部地区や西部地区は、保育定員増加が一定進んだため、市内全域で、保育所認可の追加募集ではなく、認定こども園への移行促進など、各区域の保育ニーズの需給推移を注視しながら、保育提供体制を確保する。
- (3)令和7年度に待機児童が発生している状況や年度途中の入所待ち児童の増加に見られるように、3歳以上児よりも3歳未満児の保育定員の確保を必要とすることから、当分の間は小規模保育園の「満3歳以上限定小規模保育事業」への類型変更の認可は認めないものとする。なお、当分の間、本事業の事業計画(「量の見込み」及び「確保方策」)への反映は行わないものとする。
- (4)閉所を予定している事業所に対して、園舎等の財産処分方法をヒアリングし、譲渡等により別事業者による開所や併合が選択肢の候補になっている場合は、該当区域の保育定員の需給調整を見据えながら、当該施設の必要性を検討し社会福祉審議会の審査等を経て、認可の可否を決定するものとする。また、閉所に至るまでの過程で、規模の縮小や多機能化等の相談支援を行い、持続可能な保育提供体制を確保する。